

伊方発電所 組織整備保安規定審査 コメント一覧

| No | 原子力規制庁コメント | | | 回答 | 反映先の資料 |
|----|---------------|-----------------------|--|--|-----------------------|
| | 日付 | 該当資料 | 内容 | | |
| 1 | 4/15 ヒアリング | パワーポイント P1 | ・原子燃料課を新規設置するにあたって、燃料調達に関わる本店および発電所の業務内容を確認したい。同内容が記載された社内規定等文書があれば提示すること。 | ・社内規定の抜粋を提出する。(4/15提出済み) | — |
| 2 | 4/15 ヒアリング | パワーポイント P1 | ・表において、保修統括課の枠が狭く、総務課の枠が広い。適切な幅の広さに修正すること。 | ・総務課、保修統括課の枠において、適切な幅の広さに修正する。 | 資料1(パワーポイント) P1 |
| 3 | 4/15 ヒアリング | パワーポイント P11 | ・防災課長が所管する業務のうち、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務において、初期消火活動以外の業務の具体的内容を充実させること。 | ・初期消火活動以外の業務の具体的内容について、資料を充実させる。 | 資料1(パワーポイント) P11 |
| 4 | 4/15 ヒアリング | 審査資料TS(77)-03 P7 | ・保修統括課長が実施する火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時の体制の整備で実施する教育訓練等ソフト面の実施事項の記載を充実させること。 | ・火災発生時等の体制の整備で実施するソフト面の実施事項について、資料を充実させる。 | 審査資料TS(77)-03 P7 |
| 5 | 4/15 ヒアリング | 審査資料TS(77)-03 P7 | ・これまで防災課は、火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時における原子炉施設の体制の整備として、教育訓練等の計画の立案を行ってきた。保修統括課は教育訓練等の実施は行っているものの、計画の立案は行っていないことから、保修統括課長が問題なく計画の立案が実施できることを示すこと。 | ・保修統括課長が、火災発生時等の体制の整備における教育訓練等の計画の立案が実施できる理由を資料に記載する。 | 審査資料TS(77)-03 P7 |
| 6 | 4/15 ヒアリング | 審査資料TS(77)-03 P3~7 | ・防災課の一部業務を保修統括課に移管する理由として、保修部が設備を主管しており、ハード面が移管した理由と読めるが、ソフト、ハードの両面から保修統括課に移管する理由を具体的に記載すること。 | ・防災課の一部業務を保修統括課に移管できる理由について、ソフト、ハードの両面から理由を記載し、資料を充実させる。 | 審査資料TS(77)-03 P3,7 |